

番号	サービス種別	質問	回答	根拠法令等
1	全サービス共通	重要事項説明書に記載している苦情相談窓口について、台東区介護保険課事業者担当の電話番号を03-5246-1243と記載していましたが、説明動画では03-5246-1244となっていたので修正したほうがよいでしょうか。	現在介護保険課では、区が指定権者となる事業者の指定については「03-5246-1243」の電話番号を、介護保険サービスに関する苦情・相談については「03-5246-1244」の電話番号を案内しています。重要事項説明書の他の項目を変更する際で大丈夫ですので、併せて変更していただくようお願いいたします。 なお、台東区の苦情相談窓口の名称は「台東区役所介護保険課」と記載していただくようお願いいたします。（「事業者担当」の記載は必要ありません。）	
2	全サービス共通	重要事項説明書の公開について、介護サービス情報公表システムに開示とありますが、介護報酬等の変更の都度手続きが必要ですか。	利用者がインターネット上でも情報を閲覧できるよう、重要事項等の内容を変更した際は、「書面掲示」又は「データによる供覧」の更新に加え、ウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上）の更新もお願いいたします。（介護サービス情報公表システムの場合、報告システムによる随時修正ができます。）	令和6年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省）
3	居宅介護支援	居宅介護支援 事業所運営に係る留意事項3 情報通信機器を活用したモニタリングにおいて、機器は携帯電話でも可能か この点について教えて頂けないでしょうか。	【居宅介護支援等基準条例】第16条第15号及び【老企第22号】第2の3の（8）の⑤にあるとおり、利用者がテレビ電話装置等（「テレビ電話装置その他の情報通信機器」をいう。）を活用して居宅において対面面接を行う場合と同程度の対応が可能であれば、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末といった情報通信機器によるモニタリングを行うことができます。 情報通信機器を活用したモニタリングについての詳細については、右欄に掲げる根拠法令及び台東区指導基準（居宅介護支援）の「第3 運営に関する基準」⇒「11 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（17）」を確認いただくようお願いいたします。	【居宅介護支援等基準条例】東京都台東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年3月27日台東区条例第2号）  【老企第22号】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）